

治山林道事業における週休2日工事実施要領

〔平成29年9月27日 森保第755号〕

【沿革】平成29年9月27日付け森保第755号制定、平成30年11月7日付け森保第986号一部改定、令和元年8月7日付け森保第405号一部改定、令和2年4月1日付け森保第15号一部改定、令和2年10月9日付け森保第735号一部改定、令和3年3月19日付け森保第1325号一部改定、令和3年9月10日付け森保第672号一部改定、令和5年2月20日付け森保第1329号一部改定、令和6年1月26日付け森保第970号一部改定、令和6年10月8日付け森保第624号一部改定、令和7年9月9日付け森保第608号一部改定

（目的）

第1 本実施要領は、農林水産部森林保全課が所管する工事において週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）完全週休2日（土日祝）

作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号（以下、「祝日に関する法律」という。））に規定する休日を現場閉所することをいう。

（2）完全週休2日（土日）

作業期間内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休（現場閉所率（現場閉所日数の割合）28.5%）以上の現場閉所を行うものとする。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

（3）月単位の週休2日

作業期間内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（4）通期の週休2日

作業期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の4週8休とは、作業期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（5）現場閉所日

予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。

(6) 作業期間

実工期から準備及び後片付け、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除いた期間をいう。

(7) 実工期

工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。

(発注者の責務)

第 3 発注者は、週休 2 日工事の実施に当たり取組の支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休 2 日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(対象工事)

第 4 週休 2 日工事の対象は、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）の工種区分を適用する全ての工事とする。ただし、発注者が週休 2 日工事に適さないと判断した工事は除く。

(実施手続)

第 5 発注者は、全ての工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難い場合は、受注者希望型で発注することができることとし、入札公告の際、特記仕様書に週休 2 日工事の対象であることを明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休 2 日工事に取り組むことを指定する方式である。

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休 2 日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式である。

2 受注者は、週休 2 日の具体的実施日を施工計画書（当初）に記載して提出するものとし、その取り扱いは以下のとおりとする。ただし、受注者希望型の場合は、施工計画書の提出前に、週休 2 日工事に取り組むことを工事打合簿で監督職員に協議するものとする。

(1) 週休 2 日の取組みの対象期間は、作業期間内とする。

(2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。

(3) 橋りょう上部工工事、機械設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(4) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関

する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

- (7) 休工日において、以下の場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

ア 発注者が緊急の作業を要請した場合

イ 現場見学会等の対応を行った場合

ウ 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合

- 3 受注者は、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

（週休2日の実施報告）

- 第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

(1) 現場閉所日が記載された実績工程表

(2) 休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）

- 2 受注者の責により20日前までに実績工程表等の提出がされない場合は、第7及び第8を適用しない。

（工事成績評定における評価、達成証明）

- 第7 発注者は、週休2日の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は別途定める。

(1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点点評価

(2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1点加点点評価

(3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点点評価

(4) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において2点の減点点評価

(5) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし

- 2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書（別紙）を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。ただし、共同企業体（JV）で施工した工事においては、各構成員の主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

（工事費の積算）

- 第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更して契約変更を行うものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

表 1

現場閉所の状況	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
労務単価	1. 04	1. 02
機械経費（賃料）	1. 02	1. 02
共通仮設費率	1. 03	1. 02
現場管理費率	1. 05	1. 03

表 2

	名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
市場単価	鉄筋工（太径鉄筋含む）		1. 04	1. 02
	鉄筋工（ガス圧接）		1. 03	1. 02
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01	1. 00
		撤去	1. 04	1. 02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04	1. 02
		撤去	1. 04	1. 02
	防護柵設置工（落石防止柵）		1. 01	1. 01
	防護柵設置工（落石防止網）		1. 02	1. 01
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01	1. 00
		撤去	1. 04	1. 02
	道路標識設置工	設置	1. 01	1. 00
		撤去・移設	1. 03	1. 02
	道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
		撤去	1. 04	1. 02
	法面工		1. 02	1. 01
	吹付砕工		1. 03	1. 01
	軟弱地盤処理工		1. 02	1. 01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03	1. 02

※ 市場単価を補正した場合においても、表 1 の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘じること。

表 3

	名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
土木工事 標準単価	区画線工		1. 04	1. 02
	排水構造物工		1. 04	1. 02
	コンクリートブロック積工		1. 04	1. 02
	構造物取りこわし工	機械	1. 03	1. 02
		人力	1. 04	1. 02

※ 土木工事標準単価を補正した場合においても、表 1 の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘じること。

- 2 受注者希望型にあっては、精算時に確認した現場閉所の達成状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表 4

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

表 5

	名 称	区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
市場単価	鉄筋工（太径鉄筋含む）		1.04	1.02
	鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
		撤去	1.04	1.02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
		撤去	1.04	1.02
	防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
	防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
		撤去	1.04	1.02
	道路標識設置工	設置	1.01	1.00
		撤去・移設	1.03	1.02
	道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
		撤去	1.04	1.02
	法面工		1.02	1.01
	吹付砕工		1.03	1.01
	軟弱地盤処理工		1.02	1.01
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02

※ 市場単価を補正した場合においても、表4の補正係数を共通仮設費率及び現場管理費率に乘
 じること。

表 6

	名 称	区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
土木工事 標準単価	区画線工		1.04	1.02
	排水構造物工		1.04	1.02
	コンクリートブロック積工		1.04	1.02
	構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
		人力	1.04	1.02

※ 土木工事標準単価を補正した場合においても、表4の補正係数を共通仮設費率及び現場管
 理費率に乘じること。

附則

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 10 月 15 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

附則

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。ただし、要領第 7 及び第 8 については、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告した工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事から適用する。

別紙

週休 2 日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
発注型式 (該当するものに○)	発注者指定型・受注者希望型
週休 2 日達成状況 (該当するものに○)	完全週休 2 日（土日祝） 完全週休 2 日（土日） 月単位（4 週 8 休） 通期（4 週 8 休）
完成年月日	年 月 日

上記工事は、治山林道事業における週休 2 日工事実施要領に基づき、週休 2 日を達成したことを証明します。

年 月 日

○○広域振興局農林（政）部
○○農林振興センター所長（林務室長） 印